

足立区 中小企業 融資の ご案内

令和
7
年度版

区が融資をあっせん

利子を補給します

信用保証料を補助します

区では中小企業に融資をあっせんし、金融機関に支払う利息や、信用保証協会に支払う信用保証料の一部または全部を補助しています(対応する制度のみ)。

協力：東京信用保証協会／足立区中小企業融資取扱金融機関

※本案内は令和7年4月1日時点の内容を掲載しています。
(取扱金融機関については令和7年2月10日時点)

足立区

ご利用いただける方

創業資金

下記①②③④⑤の要件を全て満たし、かつ⑥⑦⑧のいずれかを満たす中小企業者※1

- ① 融資あっせん申し込み時点で区内に住所(法人は本店または支店登記)がある
- ② 区内に営業実態がある(またはある予定)
- ③ 信用保証協会の保証対象業種※2を営み、必要な許可を受けている
- ④ 区民税(法人は法人都民税)その他税金等の未申告・滞納がない
- ⑤ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しない、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しない、暴力的な要求行為を行わない
- ⑥ 【創業資金①申告前】 事業を営んでいない個人※3で、区内で新たに(個人でまたは法人設立して)開業する、または区内で開業してから初回の確定申告時期が到来していない
- ⑦ 【創業資金②申告後】 事業を営んでいない個人※3で、区内で新たに(個人でまたは法人設立して)開業し、確定申告を済ませた開業5年未満(個人事業主からの法人成り含む)
- ⑧ 【創業資金②申告後】 事業を営んでいない個人※3で、区外で(個人でまたは法人設立して)開業し、営業実態のある事業所とともに区内へ転入し、確定申告を済ませた開業5年未満

ほかにも要件があります。申し込みの流れなど詳しくは区ホームページ内の「創業資金のご案内」をご覧ください。

創業資金以外

下記①②③④⑤の要件を全て満たす中小企業者※1

- ① 事業を1年以上継続している
- ② 融資あっせん申し込み時点で区内に1年以上継続して住所(法人は本店または支店登録)がある
- ③ 信用保証協会の保証対象業種※2を営み、必要な許可を受けている
- ④ 区民税(法人は法人都民税)その他税金等の未申告・滞納がない
- ⑤ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しない、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しない、暴力的な要求行為を行わない

経営安定資金・経営革新資金・小口零細資金はほかにも要件があります。別頁の「足立区あっせん融資一覧」をご参照ください。

- ※1 特定非営利活動法人(NPO法人)は一部利用できない融資制度があります。詳しくは区ホームページをご覧ください。
- ※2 遊興娯楽業・風俗業の一部、農林業・金融業などを除くほとんどの業種が該当
- ※3 現在、法人等の役員の方、または給与所得以外の収入(事業所得、不動産所得等)がある方は、原則対象になりません。詳しくは、お問い合わせ下さい。

金利・返済期間などの融資条件

- ▶ **貸付利率**
金融機関ごとに定める利率
(**固定金利** 実行後の変更不可)
- ▶ **返済期間・据置期間・融資額**
金融機関と信用保証協会が決定
- ▶ **返済**
元金均等分割返済(毎月払)

融資の審査・実行・保証

金融機関・信用保証協会の審査を経て信用保証協会の保証承諾の範囲内で取扱金融機関が融資を実行します。

審査の結果、希望する融資が受けられない場合があります。あらかじめご了承ください。

足立区あっせん融資一覧

融資の種類 (融資限度額)	資金使途	前頁「ご利用いただける方」 以外の要件	利子補給率	利子補給期間	信用保証料補助
創業資金①申告前 (1000万円) 特定創業支援等事業 を受けたことの証明 書を交付された者に おいては2000万円	運転 設備 併用	「創業計画書※1」を作成し、区 の中小企業相談員の面談を 受け、承認を受けた方 (利用できるのは1回のみ)※2 (区のホームページ内に別途案内あり)	2.6% 貸付利率が2.6%を 下回る場合は貸付 利率と同率	運転資金…3年 設備資金…5年 併用資金…4年 融資実行日から期間経過 後の前日まで(返済期間が それに満たない場合は、実 際の最終返済日まで。区外 転出・廃業などの場合は補 助は受けられなくなります)	(補助割合) 信用保証料の 運転資金 $\frac{1}{2}$ 信用保証料の 設備・ 併用資金 $\frac{2}{3}$ (信用保証料の 創業資金のみすべて $\frac{2}{3}$) 資金ごとに上限あり 創業資金………50万円 小口零細資金…10万円 経営安定資金…10万円 経営革新資金…50万円 一般事業資金…10万円 ※足立区ワーク・ライフ・バランス 推進認定企業(★★★に限る) は、融資の種類・補助割合に かわらず、上限50万円まで 補助。 ※借換資金や、信用保証料を分割 納付する場合には、補助なし。
創業資金②申告後 (①の残額と合算して 1000万円) 特定創業支援等事業 を受けたことの証明 書を交付された者に おいては2000万円		別頁の「ご利用いただける方」 ⑦ ⑧ の要件確認のため、開 業・廃業等届出書、法人設立 届出書が必要	貸付利率の $\frac{2}{3}$ (上限1.7%)※6		
小口零細資金 (2000万円注1) 注1 他の保証協会付融資 の残額※3と合算して	運転 設備 併用 借換	小規模企業者※4	貸付利率の $\frac{2}{3}$ (上限1.7%)※6		
経営安定資金 (1000万円)	運転 設備 併用 借換	ア・イのいずれかに該当する方 ア:個人事業主で小規模企業者※4 イ:セーフティネット保証の認定 (右記参照)を受けた小規模 企業者※4 の法人	貸付利率の $\frac{2}{3}$ (上限1.7%)※6		
経営革新資金 (3000万円) 完済前の追加申し込み不可	運転 設備 併用	新しい取り組み※5 により利益を 向上させる「経営革新計画書※1」 を作成し、区の中小企業相談員の 面談を受け、承認を受けた方 (区のホームページ内に別途案内あり)	貸付利率の $\frac{2}{3}$ (上限1.7%)※6		
一般事業資金 (3000万円)	運転 設備 併用 借換	——	補給なし	補給なし	

※1 区窓口でのみ配布

※2 過去に個人事業主または法人代表者
として創業資金①もしくは創業資金
②をご利用した方は対象外

※3 根保証、当座貸越などの極度額がある
保証は極度額

※4 常時雇用する従業員数が20人以下
(小売・卸・飲食・サービス業は、5人以下)
の中小企業。飲食・サービス業内の
宿泊業と娯楽業は20人以下

※5 新製品・新技術の開発および事業化、
新たな販売・サービス方法の開発、新
事業分野への進出、事業転換、最新の
機械設備・技術(特許)の導入など

※6 小数点第二位切捨て

借換資金の利用条件

(以下の3つの条件を全て満たした場合にご利用いただけます。)
①借換元の融資が、足立区であっせんを受けた融資であること。
②同一の金融機関で借り換えること。
③元金を6回以上返済していること。

<注意事項>

※元金を据置くことはできません。
※借り換えた融資を再び借り換えることはできません(一般事業資金で申し込む場合を除く)。
※責任共有制度「対象」で保証された融資を責任共有制度「対象外」で借り換えることは
できません。

よくある質問



利子補給金の計算方法を教えてください。

例) 融資額500万円、4月15日貸付、翌月より毎月20日に
10万円返済、利子補給率1.7%の場合

4月分 $\frac{500万円 \times 1.7\%}{365日} \times 36日(4/15 \sim 5/20) = 8,383円$
(端数切捨て)

5月分 $\frac{490万円 \times 1.7\%}{365日} \times 31日(5/21 \sim 6/20) = 7,074円$
(端数切捨て)

6月分 $\frac{480万円 \times 1.7\%}{365日} \times 10日(6/21 \sim 6/30) = 2,235円$
(端数切捨て)

計17,692円が初回補給金額です。



信用保証協会に支払う「信用保証料」と「区の補助金」
は、どのように計算されるのでしょうか。

例) 運転資金で融資額500万円、6年(72回)返済、据置無、
信用保証料率※7 1.1%、割賦係数※8 0.55の場合

信用保証料 $\frac{500万円 \times 1.1\% \times 72回}{12月} \times 0.55 = 181,500円$

区の補助金 $181,500円 \times \frac{1}{2} = 90,750円$

※創業資金は、 $181,500円 \times \frac{2}{3} = 121,000円$

(「区の補助金」は円未満の端数は切捨て)

※7 信用保証協会審査で決定されます。

※8 割賦係数は、返済の割賦回数により異なります(25回払い以上は0.55)。
※ 資金ごとに上限あり。

セーフティネット保証制度

概 要

セーフティネット保証(経営安定関連保証)は、景気の低迷などにより
経営の安定に支障を来たしている中小企業者を支援するための
保証制度です。(中小企業信用保険法第2条第5項)
※中小企業信用保険法第2条第5項についての詳細は→



認定を受けると

信用保証協会の保証限度枠が拡大(区中小企業融資の限度額は拡大
されません)。

認定申請に必要な書類など、申し込みの詳細については
区のホームページ内「セーフティネット保証認定手続きの
ご案内」をご覧ください。詳細は→



対 象 ・ 資 格

○足立区内で事業を営んでいること。

【法人】登記簿上の本店所在地または事業実態のある事業所の所在地

【個人】主たる事業所の所在地

○中小企業信用保険法第2条第5項第1号から8号のいずれかの認
定条件を満たしていること。

金融機関名	店 名	所 在 地(申込窓口)	電話番号
みずほ銀行	新橋・綾瀬・三ノ輪・ 亀有・赤羽・足立・尾久・ 千住・王子支店	千代田区神田錦町 2-11 (法人営業オフィス)	6631-9542
三菱 UFJ 銀行	千住・竹ノ塚・ 千住中央支店	足立区千住 2-5-3 (千住)	3881-0133
	王子支店	北区王子 1-10-18	3911-3796
	亀有支店	葛飾区亀有 3-23-1	3601-4726
三井住友銀行	千住・西新井・綾瀬・ 五反野・亀有・王子・ 春日部・草加・越谷支店	台東区台東 4-11-4-4 階 (上野法人エリア)	3834-7315
りそな銀行	王子支店	北区王子 1-16-1	3911-0131
	千住・西新井・竹ノ塚支店	足立区千住 2-55 (千住)	3882-5142
	青戸支店	葛飾区青戸 3-32-16	3602-5141
埼玉りそな銀行	南越谷支店	越谷市南越谷 1-17-2	048-985-9211
	川口・川口南平支店	川口市栄町 3-7-1 (川口)	048-253-3111
	鳩ヶ谷支店	川口市鳩ヶ谷本町 1-15-19	048-281-0031
	松原支店	草加市松原 1-1-6	048-942-5141
	草加支店	草加市高砂 2-21-11	048-922-3301
	越谷支店	越谷市越ヶ谷 2-2-40	048-962-5111
	八潮支店	八潮市大字鶴ヶ曽根 1377-2	048-995-8101
群馬銀行	足立支店	足立区保木間 2-1-1 エース足立ビル3階	3860-1322
常陽銀行	六町支店	足立区六町 1-17-42	3860-1071
筑波銀行	綾瀬支店	足立区綾瀬 4-16-8	3620-3191
武蔵野銀行	川口支店	川口市栄町 3-11-11	048-251-7200
	草加支店	草加市高砂 2-1-7	048-922-3161
	八潮支店	八潮市中央 1-7-3	048-999-3821
千葉銀行	千住支店	足立区千住 1-4-1	5284-1051
千葉興業銀行	松戸支店	松戸市根本 6-8	047-362-0151
きらぼし銀行	王子支店	北区王子 2-24-1 エムズビル1・2 階	3912-2131
	千住・竹ノ塚支店	足立区千住中居町 28-3 (千住)	3882-1101
	亀有・北綾瀬支店	葛飾区亀有 3-17-3 (亀有)	3603-2151
東和銀行	草加支店	草加市中央 1-1-5	048-924-1101
東日本銀行	千住支店	足立区千住中居町 27-18	3888-4231
	舎人支店		
	西新井支店		
	東十条支店	板橋区中板橋 8-8	3962-4501
	尾久支店	荒川区西尾久 3-21-3	3893-6411
	町屋支店		
	草加支店	草加市瀬崎 2-37-11	048-928-1511
阿波銀行	東京城北支店	北区王子 2-30-3 ニッセイ王子ビル 2 階	3927-1051
青木信用金庫	南平支店	川口市東領家 2-1-1	048-222-1260
	谷塚支店	草加市谷塚町 1336-2	048-927-1101
	足立支店	足立区一ツ家 2-10-15	3850-9911
	江戸袋支店	川口市江戸袋 1-12-1	048-285-3611
	八潮支店	八潮市緑町 5-12-7	048-995-1121
	榛松支店	川口市榛松 1-16-8	048-285-8855
朝日信用金庫	足立・江北支店	足立区関原 3-39-3 (足立)	3840-1511
	千住支店	足立区千住柳町 7-1	3870-1211
	西尾久支店	荒川区西尾久 2-30-1	3810-0111
	西新井・六月支店	足立区西新井 1-20-14 (西新井)	3898-1501
興産信用金庫	金町支店	葛飾区金町 6-2-1	3607-3166
東京シティ信用金庫	堀切支店	葛飾区堀切 6-28-13	3602-8181
	亀有支店	足立区東和 2-2-5	3620-8101
東京東信用金庫	足立支店	足立区六月 1-22-21	3883-1311
	綾瀬支店	足立区綾瀬 4-7-12	3605-4141
	花畑支店	足立区花畑 4-2-13	3858-1851
	五反野支店	足立区足立 3-9-7	3889-9211
	竹の塚支店	足立区保木間 1-20-3	3884-0411
	東和支店	足立区東和 5-3-22	3629-1511
亀有信用金庫	竹之塚支店	足立区西竹の塚 1-19-10	3899-1101
	佐野支店	足立区佐野 1-25-2	3628-1212

金融機関名	店 名	所 在 地(申込窓口)	電話番号
亀有信用金庫	綾瀬支店	足立区東綾瀬 1-21-17	3620-9911
	亀有駅北口支店	葛飾区亀有 5-29-5	5682-9321
足立成和信用金庫	本店・柳町支店	足立区千住 1-4-16 (本店)	3882-0141
	本木支店	足立区興野 1-15-13	3880-2111
	亀有駅前支店	足立区中川 4-26-1	3605-2186
	旭町支店	足立区千住旭町 35-19	3888-6641
	竹の塚支店	足立区竹の塚 5-15-8	3884-5401
	江北支店	足立区椿 2-20-2	3896-3131
	佐野・六木支店	足立区佐野 2-21-10 (佐野)	3620-2121
	南花畑支店	足立区南花畑 1-1-30	3859-1041
	皿沼支店	足立区鹿浜 8-31-8	3857-1511
	西新井駅前支店	足立区栗原 1-1-7	3858-7311
	入谷・古千谷支店	足立区舎人 5-11-15 (入谷)	3855-1911
	綾瀬支店	足立区綾瀬 3-9-20	5697-5711
	中央支店	足立区梅田 8-2-16	3886-1191
	北越谷支店	越谷市大沢 3-10-13	048-974-7411
	本木関原支店	足立区関原 2-35-23	3889-9503
城北信用金庫	草加支店	草加市中央 2-4-3	048-922-0236
	花畑支店	足立区保木間 3-34-11	3859-3881
	弘道・青井支店	足立区弘道 1-4-2 (弘道)	3852-6311
	八潮中央支店	八潮市中央 1-3-37	048-997-1222
	王子営業部	北区王子 2-13-1	3913-1151
	十条支店	北区十条仲原 3-13-1	3907-1151
	西新井支店	足立区西新井 5-2-6	3854-1151
	綾瀬北支店	足立区綾瀬 5-21-9	3605-1151
	新田支店	足立区新田 2-11-23	3912-1161
	一ツ家支店	足立区一ツ家 3-7-12	3860-1121
	尾久中央支店	荒川区西尾久 3-8-1	3893-8121
	綾瀬南・堀切支店	足立区綾瀬 2-3-14	3603-3371
	宮城支店	足立区宮城 1-28-1	3927-1251
	足立支店	足立区千住 1-11-2 北千住Vビルディング1 階	3881-1141
	谷塚支店	草加市谷塚 1-3-16	048-924-9821
瀧野川信用金庫	梅島支店	足立区梅島 3-43-16	3887-8811
	西新井本町支店	足立区西新井本町 2-31-7	3896-4141
	入谷舎人支店	足立区入谷 2-22-12	3857-2101
	花畑支店	足立区花畑 1-5-5	5242-2001
	南八潮支店	八潮市大瀬 6-8-22	048-997-2311
	本店	北区田端新町 3-25-2	3893-6151
	東十条支店	北区東十条 5-5-10	3902-1191
	足立支店	足立区江北 2-26-3	3890-9111
	五反野支店	足立区青井 2-1-26	3889-8111
	竹の塚支店	足立区東伊興 1-2-4	3855-3131
	江北支店	足立区江北 7-15-10	3854-5211
	保木間支店	足立区保木間 1-31-15	3859-2691
	入谷舎人支店	足立区舎人 1-25-5	5691-3201
	鹿浜支店	足立区鹿浜 5-1-3	3899-8311
	王子支店	北区王子 1-22-15	3927-6111
全東栄信用組合	西新井支店	足立区西新井 2-32-13	3898-3111
江東信用組合	舎人支店	足立区舎人 1-10-18	3855-3311
青和信用組合	綾瀬支店	足立区綾瀬 3-16-4	3605-4111
大東京信用組合	五反野支店	足立区西綾瀬 2-23-23	3840-4111
	花畑支店	足立区花畑 4-37-16	3859-2111
第一勸業信用組合	足立支店	足立区西新井本町 4-8-16	3898-2111
	尾久支店	荒川区西尾久 1-21-15	3893-7205
	亀有支店	葛飾区亀有 3-20-8	3602-9161
商工組合中央金庫	東十条支店	北区東十条 3-13-10	3913-7151
	本店営業部	中央区八重洲 2-10-17	3272-6111
	上野支店	台東区上野 1-10-12	3834-0111

区からの補助

利子補給

金融機関に支払う利息の一部を補助します(一般事業資金を除く)。補助内容などは別頁の「足立区あっせん融資一覧」をご参照ください。	信用保証協会の保証を受ける際に必要な信用保証料の一部を補助します(借換資金を除く)。補助内容などは別頁の「足立区あっせん
---	--

区外転出・廃業等の場合、補助は受けられなくなります。届出の遅延などにより補助金等が振り込まれてしまった場合、後日返還※4していただきます。

信用保証料補助

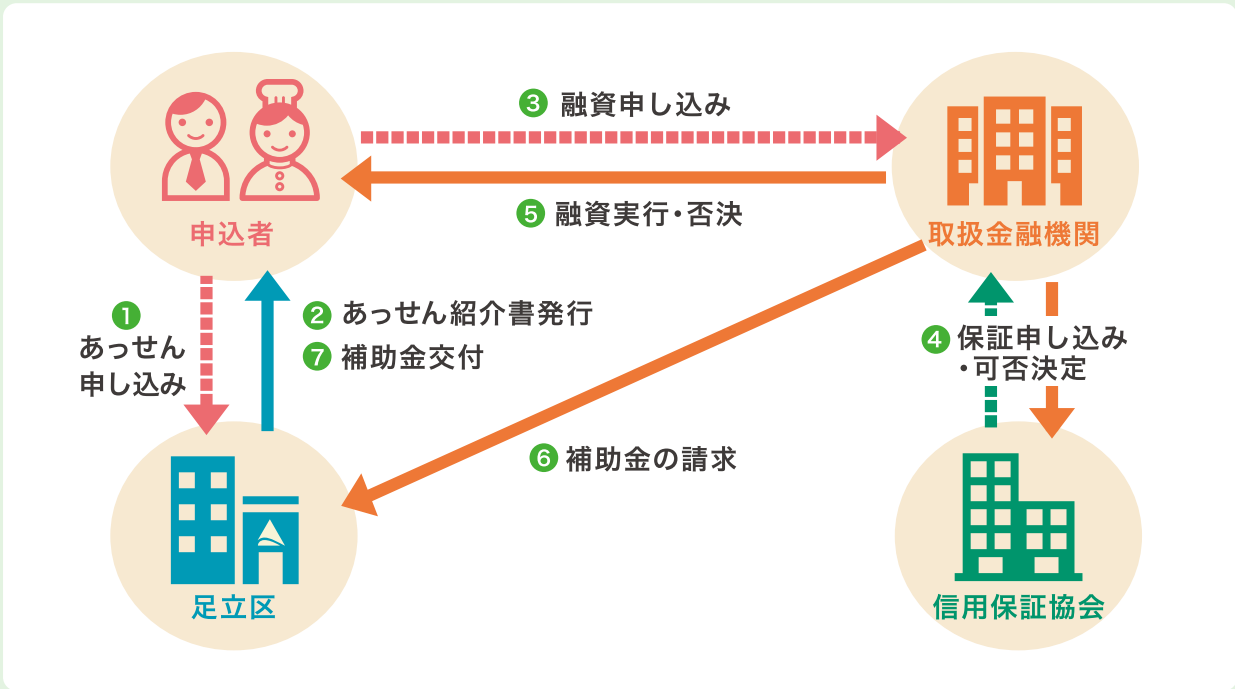
信用保証協会の保証を受ける際に必要な信用保証料の一部を補助します(借換資金を除く)。補助内容などは別頁の「足立区あっせん融資一覧」をご参照ください。

融資を繰り上げて完済した場合は原則として補助金の一部を区に返還※4していただきます。

信用保証料と区の補助金は、当初の返済予定回数に基づいて額が計算されており、返済回数が短縮されると再計算され減額となるためです。

※4 返還金が未納の場合、新規に融資あっせん申し込みはできません。すでにあっせんを受けた融資の補助も一旦停止します。

手続きの流れ



- ① 融資を申し込む金融機関を決めて、区の窓口（最終面参照）へ
- ② 区が金融機関への融資あっせん紹介書を発行
- ③ 区の融資あっせん紹介書と申込書を金融機関に提出し融資申し込み
- ④ 信用保証協会が経営状況などを審査し、保証の可否などを決定
（東京信用保証協会千住支店：千住仲町40-10 Tel 3888-7231）
- ⑤ 融資の実行 ※申込者が支払うべき信用保証料は融資額から控除
- ⑥ 金融機関が申込者の委任を受け信用保証料補助金を区に請求
- ⑦ ⑥をうけ2～3ヶ月後に信用保証料補助金を申込者口座に振り込みます。利子補給金についても、委任を受けた金融機関の請求により、1/1～6/30の期間分を9月に、7/1～12/31の期間分を3月にまとめて振り込みます

—— 融資あっせんの申し込みに必要な書類 ——

個人の場合

必ず必要なもの

- ① 足立区中小企業融資申込書※¹ (要実印)
- ② 当該年度における納期到来分の区民税領収書※²、
引落口座の通帳**原本**、納税証明書**原本**※³のうち
いずれか一つ(区民税非課税の方は課税証明書**原本**)
証明書発行場所: 区役所中央館1階・課税課
Tel 3880-5231~2 3880-5418
または各区民事務所
- ③ 直近の確定申告書の控※⁴
- ④ 住民票**原本** (最近3ヶ月以内に発行されたもので**本籍
およびマイナンバーの記載がないもの**)
- ⑤ 委任状(金融機関が代理で申し込む場合)

法人の場合

必ず必要なもの^{注1}

- ① 足立区中小企業融資申込書※1(要実印)
 - ② 直近の確定申告分の法人都民税納税証明書原本
(予定納税分含め納付全額が確認できる場合は領収書でも可)
証明書発行場所: 足立都税事務所
西新井栄町2-8-15 Tel 5888-6211
 - ③ 直近の確定申告書の控※4
 - ④ 履歴事項全部証明書原本
(最近3ヶ月以内に発行されたもの)
証明書発行場所: 東京法務局城北出張所
葛飾区小菅4-20-24 Tel 3603-4305
 - ⑤ 委任状(金融機関が代理で申し込む場合)
- 注1 特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は他にも必要な書類があります。区のホームページをご覧ください。

注1 特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は他にも必要な書類があります。区のホームページをご覧ください。

融資の種類により必要なもの

- 【設備資金を申し込む場合】見積書・図面など ※発行日・宛名(個人は氏名、法人は法人名)が記載されたもの
- 【創業資金①を申し込む場合】創業計画書 ※区の中小企業相談員の面談・承認が必要
- 【創業資金②を申し込む場合】開業・廃業等届出書、法人設立届出書
- 【法人が経営安定資金を申し込む場合】セーフティネット保証の認定書
- 【経営革新資金を申し込む場合】経営革新計画書 ※区の中小企業相談員の面談・承認が必要

※1 区の融資あっせん窓口、各取扱金融機関で配布
融資の種類ごとに申込書を作成（同一の種類で運転資金・設備資金併用の場合、1件の申し込みになります。）

※2 各年度の第1期の納期到来前に申し込む場合は、前年度の全期分の領収書等が必要

分割納付の場合は、分割前の税額と納期を基準にして納期到来分まで納付が済んでいることが必要

※3 納税証明書だけでは確認できない場合あり。その際は納入通知書などの提示が必要

※4 電子申請・申告の場合、税務署から返信されたメール(「メール詳細」「受信通知」等)を印刷した物の提示が必要

融資あっせん申込窓口・問い合わせ先

足立区企業経営支援課相談・融資係

〒120-8510

足立区中央本町1-17-1 南館4階

Tel 3880-5486 / Fax 3880-5605

HP <https://www.city.adachi.tokyo.jp>

E-mail kigyo-shien@city.adachi.tokyo.jp

年末・年始を除く平日／午前9時～午後5時 ※原則予約不要

アクセス

東武スカイツリーライン
梅島駅より徒歩12分
五反野駅より徒歩15分

東武スカイツリーライン
梅島駅より徒歩12分
五反野駅より徒歩15分



足立区

発行：足立区 編集：産業経済部企業経営支援課



※公共交通機関をご利用ください

地図は簡略図

